2026年11月４日

各　位

会 社 名　　株式会社　トーシンホールディングス
代表者名 管財人　石　　田　　雅　　文
管財人　粟 田 口　　太　　郎
（コード：9444 東証スタンダード市場）
問合せ先 取締役　管理部長　旭　萌々子
（ＴＥＬ．　０５２－ ２６２－ １１２２）

定時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社の管財人は、当社の第42期（2026年５月９日期首期）事業年度に係る定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．本定時株主総会の招集のための基準日を設定するに至った経緯

当社においては、2026年５月８日付で会社更生手続が開始したことに伴い、翌９日から新たな事業年度（第42期）が開始しております。会社更生法上、更生手続開始の時に終了した事業年度に続く事業年度は、更生計画認可の時（その時までに更生手続が終了したときはその終了の日）に終了するものとされております。当社の管財人は、2026年11月20日に更生計画の認可決定を取得することを目指しており、同日に当該決定を取得した場合には、同日に第42期事業年度が終了することになります。

当社の定款には、当社の定時株主総会は毎年７月に招集する旨の規定（定款第12条）及び当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年４月30日とする旨の規定（同第13条）がありますが、これらの規定は、当社の事業年度を毎年５月１日から翌年４月30日までの１年とすること（同第38条）を前提としたものであり、変則的な事業年度に関する基準日の定めはありません。

そこで、2026年11月20日を基準日として、本定時株主総会の招集のための基準日を設定させていただくことにいたしました。

２．本定時株主総会に係る基準日等について

当社は、2027年２月中旬を目途に、本定時株主総会を開催する場合に備え、本定時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年11月20日（金）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本定時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。次のとおり、当該基準日に関する公告を実施いたします。

（１）公告日　　2026年11月５日（木）
（２）基準日　　2026年11月20日（金）
（３）公告方法　電子公告により以下WEBサイト（当社ホームページ）に掲載します。
https://www.toshin-group.com/investor_list/information/

３．本定時株主総会の開催概要

本定時株主総会の開催日時、開催場所及び目的事項については、現時点で未定です。確定次第、速やかにお知らせいたします。

以　上